

○豊島区保健福祉審議会条例施行規則

平成21年9月24日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区保健福祉審議会条例(平成21年豊島区条例第39号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、豊島区保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 保健医療関係者 3人以内
- (4) 社会福祉関係者 3人以内
- (5) 区内関係団体構成員 5人以内
- (6) 区民 3人以内
- (7) 区職員 5人以内

(意見聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第4条 会長は、区長の諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月31日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年11月10日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月14日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平22規則32・一部改正)

(平24規則75・一部改正)

(平27規則70・一部改正)

(平27規則85・一部改正)

(平31規則12・一部改正)

幹事	保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部総合高齢社会対策推進室長 保健福祉部自立促進担当課長 保健福祉部高齢者福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部障害福祉サービス担当課長 保健福祉部生活福祉課長 保健福祉部西部生活福祉課長 保健福祉部介護保険課長 保健福祉部介護保険特命担当課長 保健福祉部地域保健課長 池袋保健所生活衛生課長 池袋保健所健康推進課長 池袋保健所長崎健康相談所長 政策経営部企画課長 子ども家庭部子ども若者課長 子ども家庭部子育て支援課長 都市整備部住宅課長
----	---